

中世ハンブルクのビール醸造業と職人

阿部 謹也

一

ヨーロッパ中・近世都市における人と人との関係のあり方とその変化を観察しようとするとき何よりもまず注目しなければならないのは兄弟団 *fraternitas*, *Bruderschaft* の実体である。これまで一般的に都市市民とか市民権をもてない都市下層民としておおまかにとらえられていた都市住民のなかに入ってゆき、人と人とのつき合いの形に目を向けると、そこに開かれてくる世界は商人ギルドとか手工業ツunft という枠組ではおさえきれない多様な人的結合の姿である。どこでも人びとは互いに兄弟、隣人としての絆を結んでおり、その絆のあり方もまことに多彩である。同じ身分に属する者の共同体、

同じ職業を営む者の共同体、同一地域に居住する者の共同体の他、特定の理念や共通の目的といった目に見えない絆で結ばれた人びとの共同体があり、それらの共同体はすべて特定の守護の聖人をもち、特定の教会や修道院と結びついていた。中世末期のハンブルクのばあいを見ると、それらの兄弟団は一カ所の教会や修道院に全部で一〇〇を数えたのである。⁽²⁾

兄弟団は聖職者の兄弟団と俗人の兄弟団に分類できる。後者の数は極めて多い。しかし俗人の兄弟団にも必ず一人は聖職者が入っていたから、この区分も主たるメンバーが聖職者であるか俗人であるかによる区別にすぎず、いずれも何らかの宗教的な絆によって結ばれた兄弟団である点においては変りはない。

俗人の兄弟団は、(一)同じ職業を営んでいる人びとの

兄弟団。(二)いくつかの関連する職業を営んでいる人びとからなる兄弟団、(三)職業とは何ら関係がない兄弟団の三種に分類することができる。(一)に属する兄弟団の数は多く、大商人の兄弟団 Flandernfahrer, England-fahrer, Schonenfahrer, Islandfahrer のように外国への商用旅行やそこの生活を共にする商人の兄弟団の他、後述するビール醸造人の兄弟団などがある。これらの都市上層市民の兄弟団の他に数においてははるかに多い手工業者の兄弟団がある。手工業者ツンフトの兄弟団規約はO・リューディガー編の『ツンフト規約集』⁽⁴⁾にみる事ができるが、どこでも年四回の会費と共同金庫への寄金、徒弟採用のばあいの規定、病気の職人の看護、埋葬への参列や教会の祭壇維持のための規定など、組織の基本構造は同じであった。またひとつの職業がひとつの兄弟団をなしているとは限らず、いくつもの兄弟団に分れているばあいもあつた。⁽⁵⁾また親方と職人、徒弟は原則としてひとつの兄弟団に属しているが、漁師、桶屋、ビール醸造人の兄弟団は職人を含まず、漁師の職人、桶職人、醸造職人はそれぞれ職人だけの兄弟団をつくつ

ていた。

(二)いくつかの関連する職業を営んでいる人びとが構成する兄弟団のばあいをみると、どのような兄弟団でもさきに見たように司祭を一人かかえているという点ではすでに異質な要素を内包しているのだが、⁽⁶⁾その他に兄弟団のプレステイジ(これを中世では名譽 Ehre という)を高めるために好んで高位の人を会員に迎える慣習があつた。しかしここで異なる職業に属する人びとというばあい、以上の二つの例とは別に商人の兄弟団に手工業者が入っているばあいや、全く異種の職業を営む人びとが共につくる兄弟団のことをさしている。たとえばニコライ教会に聖ウルシュラ兄弟団があり、第二ミサをあげさせているが、この兄弟団は商人、船乗り、小売商からなつている。⁽⁷⁾商人と船乗りとは職業上密接な関連をもつていたが、小売商人が加わっていることは、当時の小売商が商人と同列たりえない地位にあつたことから注目させられる。また大聖堂の聖母マリア兄弟団には、漁師、小売商、行商人が集まっていた。これらは職業上の連繋の他にヒオプ病院を維持するという目的ももっており、そのための結合体でもあつた。この兄弟団には外国人の

会員も多く加入している点でハンブルクの兄弟団のなかでも特殊な位置を占めている⁽⁸⁾。ハンブルクの年市を訪れる多くの外国商人がこの兄弟団に加入していた。彼らが市開催中に病にたおれたりしたときにヒオブ病院に収容されたのであろう。

(三)職業とは何ら関係がない兄弟団にはまず同一地域に住む人びとの兄弟団がある。エンヴォルト兄弟団にはパン屋、漁師、仕立屋、靴屋が加わっているが、これらの職業の間には何ら関連がないことからニルンハイムはこれらの職種がシヨッペンシュテール、カットレベル、シユピターラーシュトラッセに集まっていたためとみている⁽⁹⁾。近隣に住む人びとが教会活動を営むためにつくった兄弟団なのである。それだけでなくエンヴォルトという聖人の生涯の事蹟が靴屋、パン屋、漁師という職業と深い関係があったことも大きく作用していたと考えられる。いうまでもなく兄弟団はすべて特定の守護の聖人をおかかっているのだが、ハンブルクは市自体が聖母マリアを市の守護者としている関係から聖母マリアを守護の聖人とする兄弟団が多い。守護の聖人と人的結合の原理との関連については今後調べてゆくべき点が多いのだが、ここ

では触れないでおく⁽¹⁰⁾。職業とは何ら関係がない兄弟団のなかには、特定の理念や具体的な目的のために結ばれているものがある。たとえばハルフェステフィーデの修道院におけるヨハンネス兄弟団はこの修道院の修道女に生活に必要な品を供給することを目的としてつくられている。市の財政帳簿 *Kammerrechnung* によるとこの兄弟団

の年寄一三人のうち一〇人の職業が解る。仕立屋三名、商人五名、桶屋一名、屠殺人一名となっている⁽¹¹⁾。一四八五年の会員名簿によると市参事会員二一名の他二三人がヘルと呼ばれている。仕立屋八名も市参事会員資格を有し、金細工師一名、漁師二名、靴屋一名、鍛冶屋一名となっている。かなり高い階層の者が多いこの兄弟団は修道女を養うための団体だが、修道女自体この階層から出ているのである。このほかヨハンネス修道院で第一ミサをあげさせるための聖十字架兄弟団などがあり、そこにも市参事会員、仕立屋、屠殺人、小売商、桶屋、パン屋、画家、金細工師、漁師、織工、皮鞣工などの職種の人がとが集まっていた。さらにすでに別の機会に触れたように貧しい旅人を保護し、死去したばあいに埋葬し、回向するための兄弟団などもこの分類のなかに加えることが

できよう。

以上のように大別しうる兄弟団の分析を通して中・近世都市における人と人との関係の変化をとらえる道があるのだが、その際注目すべき点はこれらの兄弟団が中世末期の社会的変動のなかで大きく変質してゆくことである。最終的には宗教改革の過程で人的結合のひとつの絆としての聖人信仰とミサ共同体が崩壊してゆくと同時に各兄弟団内部における社会的対抗関係が明瞭に生じてくる。親方と職人・徒弟を包括していた兄弟団の内部から職人・徒弟層が排除され、いわゆる都市下層民の問題が発生してくる。この複雑な過程を説明してゆくためには兄弟団のそれぞれについて人的組織の変容過程を辿ってゆかなければならない。本稿では中世ハンブルクの基幹産業であったビール醸造業に関してこの過程を辿ってみることにしよう。ビール醸造職人は他の手工業職人と違って近世においても自立した組織をもちえず、通常の手工業職人以下の層として都市における「プロレタリアー層」(ブランデス)と位置づけられていたのである。一八世紀にいたるまで兄弟団の組織を維持したビール醸造職人の社会的存在形態を観察してみることにしよう。

(1) 拙稿「中世ドイツの *fraternitas exulium*」『一橋論叢』八十一卷第三号を参照。

(2) Brandes, G., Die geistlichen Bruderschaften in Hamburg während des Mittelalters. *Zeitschrift des Vereins für hamburgische Geschichte*. Bd. XXXIV-XXXVI 1934-36. S. 78. Lehe, F. von, *Heimatchronik der Freien und Hansestadt Hamburg*. Köln 1967 S. 81

(3) たゞの *frater* *Calendarum* 及び *Vikarbruderschaft, fraternitas pauperum scholarium* など。

(4) *Annalen des Mannes* 及び *Walter, J., Studien zur Geschichte des hamburgischen Zunftrassen im Mittelalter*. Diss. Berlin 1895 など。

(5) Rüdiger, O., *Die ältesten Hamburgischen Zunftrollen und Bruderschaftsstatuten*. Hamburg 1874 S. 196ff.

(6) たゞの *ハン* *屋* *や* *桶* *屋* *など*。

(7) *この* *に* *よ* *り* *して* *Koppmann, K., Hamburgs Kirchliche und Wohltätigkeitsanstalten im Mittelalter*. Hamburg 1870 S. 16ff. を参照。

(8) Brandes. Bd. XXXIV. S. 108.

(9) Brandes. a. a. O., S. 109.

(10) Nirnheim. H. *Verehrung des hl. Theobald in Hamburg. Hagedorn Festschrift*. 1905. S. 17f.

(11) 守護の聖人をめぐる信仰は本来はその聖人が死去した場所で奇蹟が起ることへの期待から生れたものだが、聖遺

物が持ち運び可能となると聖遺物と共に守護の聖人をめぐ
る信仰も各地に広がってゆく、しかし聖母マリアの信仰は
聖遺物をもたないため、本来特定の土地に限定されずに伝
えられる可能性をもっていた。一二世紀に広がってゆく聖
母マリア崇拜の波はこうして特定の場所や集団に限定され
ない共同生活の守護の聖人の成立を意味し、それは人と人
との結びつきの新しい形の発生をも意味していたとみられ
る。

(11) Brandes. Bd. XXXV. Anlage 3. S. 92f.

二

中世ヨーロッパにおいてワインや蜜酒と並んで重要な
飲料であったビールはときにスープやビール粥にして食
され、単なる飲料としてのみならず薬用にも供された。

貧しい者は普段は薄いビールを飲み、祭の日にはアイン
ベックビールを飲むというようにビールは日常の飲物で
あると同時に嗜好品でもあった。⁽¹²⁾ 日常生活に不可欠な飲
料であったビールはパン焼と同様本来は原則として自家
醸造された。修道院におけるビール醸造についてはよく
知られているが、一三・四世紀にはビールは都市の製品
としての性格を強くもつにいった。ビール醸造は市民

の技術となつていったのである。ダンテッヒ、アインベ
ック、ツェルプストその他の多くの都市で独特なビール
が醸造され、それぞれの都市はそのビールの味を誇りに
していた。なかでもハンブルクでは経済の繁栄がビール
醸造に依存していたといわれる程ビール醸造は大きな意
味をもつていた。⁽¹³⁾ ある学者はハンブルク史の前半(中
世)はもっぱらビール醸造に基づいており、後半(近代)
は商業に依存していたのだとまでいっている。⁽¹³⁾ ハンブル
クでは中世においてビールはすでに輸出産業として大き
な意味をもつていたからなのである。ところがどこでも
そうだが、ハンブルクにおけるビール醸造業も独立した
営業として成立したのではなく、パン焼と同様に本来は
自家醸造から出発した。しかもビール醸造人のツunft
の形成は他の手工業に比してかなりおくれっていた。この
ことはハンブルクではビール醸造が自家消費のための家
内生産であると同時に早くから輸出産業としての面をも
つていたことに起因していた。

ビール醸造が手工業ツunftとしての組織をもつのが
おくれた理由にはビールが自家生産され、特殊な技術を
要するものとみられなかったことや、共同でビールを販

売する場がなかったことなどの他にビール醸造が季節労働であることも与っていた。ハンブルクでビールを醸造していた者の多くは商人であって彼らの商業活動自体が季節労働的性格をもっていたことと符合していたのである。彼らは自ら醸造したビールを輸出していた。

一三七六年にハンブルクで営業していた者に関する記録がある。そこではフランドル商人(フランドルと取引をしている商人のこと)八四名、イングランド商人(同じくイングランドと取引をしている商人)三五名、仕立屋一九名、アムステルダム(14)の醸造人(アムステルダムへビールを輸出している者)一二六人の名があげられている。そのあとで手工業者の名前が多数あげられたのちに再びシュタフォーレンの醸造人五五名、レーディングスマルクトの醸造人四六名、ノイエ・ベッカーシュトラークの醸造人三三名、ヤコビ教区の醸造人一九七名とあり、全体で一〇七五名のうちビール醸造人の数は四五七名に達している。このようにハンブルクではビール醸造は圧倒的な比重を占めている重要な仕事なのだが、醸造人はひとつのグループにまとまっていなかった。前半に名前が出てくる醸造人は商人であって、彼らはビールを輸

出している港によって分類されている。後半に出てくるのはその他の醸造人であり、町の名で呼ばれている。しかもここに醸造人としてあげられているのは他の職種には属していない者のみであって、他の手工業者もビールを醸造し、販売もしていたのである。

ところでハンブルクのビールは北海とバルト海沿岸においては早くから良質のビールとしての名声を博していた。「リューベックは商店、リューネブルクは塩、ケルンはワイン、ハンブルクは醸造所(14)」という言葉が当時聞かれたという。このようにハンブルク産ビールが近郊農村だけでなくオランダにまで輸出され、好評を博したのはハンザのなかでのハンブルクの巧みな商業政策によるだけでなく、ビール醸造技術が優れていたからでもあった。これまで一般にビールにはグルートと呼ばれるヤチャナギ、野生マンネンロウ、西洋ノコギリ草などの草の混合物によって風味をつけていた。これらの草の配合は秘伝とされ、都市や諸侯の特権の対象であり、その支配圏内においてはそのグルートを用いなければならなかった。ホップはすでに九世紀にドイツ、フランスで使用されていたが北西ヨーロッパではまだ一般化していな

った。ハンブルクは他に先駆けてホップによる醸造をはじめ、グルート特権に対抗して販路を拡大していったのである。一三世紀においてはまだ大きな販路を獲得していなかったハンブルクのビールは一四・五世になると北海沿岸で急速に販路を拡大してゆく。一三八八年においてブリッゲではオランダ産のビール一二〇〇樽に課税されているがハンザのビールは四〇〇〇樽にすぎない。しかるに一四一一年にはオランダ産のビールと蜜酒五五〇〇樽に対し、ハンブルク産のビールは五一〇〇〇樽にもほつてゐる。⁽¹⁵⁾この他にハンブルクビールはブレイメン産ビールを駆逐してエルベ河上流域においても市場を開発し、^(15a)農村の居酒屋 Krug は自家醸造をやめ、もっぱらハンブルク産ビールの販売所となつてゆくのである。

このような事態は当然のことながらハンブルクにおけるビール生産の体制に大きな変化を促すことになった。すでにみたように一三〜一五世紀においてハンブルクのビール醸造ははまだ明瞭な職業区分としては確立していなかった。家を所有し、中流以上の財産をもつ程の市民は自らパンを焼き、家畜を屠殺したように、自ら自分の家のなかでビールを醸造していたのである。一六世紀に

おいてすら少量のビールをジョッキ買ひすることは貧乏人のする恥すべきこととされていた。小さな釜で醸造されるビールは不味く、市が誇りうるビールは大きな釜 Pannne で醸造されたものでなければならなかった。⁽¹⁶⁾したがって多くの市民は土間に大きな釜をしつらえ、自家用のビールを醸造していた。しかし自家消費のためばかりでなく余剰は早くから樽やジョッキで販売され、輸出されていた。もとよりすべての市民がこのような設備をもっていたわけではないから、なかには隣人の設備と職人の手を借りてビールを醸造する家もかなりあった。しかし他の手工業の多くが余剰生産の域を脱し、ツンフトとして組織されていたなかにおいてビール醸造だけは旧来の形態を保っていた。まさにそのような状態のもとにあったビール醸造が、輸出によって大きな利益を生みはじめたのである。今やジョッキ売りよりは樽売りが重視され、自家消費の余剰分の販売よりは売却用のビールの余剰を自家消費にまわすようになった。多くの市民が従来の醸造体制のまま輸出向けビールの醸造にのり出したのである。この頃すでに輸出用ビールを大量に海外向に醸造する者 tho Zehewarts と内陸向けにビールを少

量醸造する者 binnen landes との区別があらわれていたが、輸出用ビール醸造人が増大したため、制限を加える必要が生じてきた。

一三八一年には輸出用ビールを醸造する者は一軒の家のみ醸造し、市参事会の許可を得ずに醸造所をもった家を新たに購入してはならないことが定められた。⁽¹⁷⁾ また輸出用ビールを醸造する者は市内での販売を禁じられた。また輸出用ビール醸造所の新設が認められない地域が二つ(聖ペトロ教区とヤコビ教区)指定された。⁽¹⁸⁾ 同時にビール醸造にはすべて市参事会の許可が必要とされ、その規制は醸造工程にまで及んだ。つまり市参事会の鐘が鳴らされると一斉に醸造を開始することになったのである。就労時間や原料、販売に関する規定は他の手工業においてはアムトで定められたのだが、ビール醸造に関しては市参事会が定めたのであり、他の手工業親方の Ämterrolle に於けるものはビール醸造人にとっては Burspraken ^(18a) なのであった。初期(一三八〇〜一四三〇)には輸出用ビールの量は一軒当り二五〜三五樽と定められ、そのうち三〇樽は売却しえた。一三七二年、一四三二年、一四五八年の Burspraken では各醸造人は二〇袋以上の麦

芽を粉挽きのところに運んではならないと定められている。⁽¹⁹⁾ ツンフトの原則である対内的平等がビール醸造人に求められ、一四六二年にも必要以上の穀物を購入することが禁じられている。⁽²⁰⁾ このようにしてビール醸造人に関する市民間の競争は抑制されただけでなく、ハンブルクにおいては旧来の醸造制度が維持されつづけたのである。

ビールの輸出についても同様であった。一四世紀においては各市民が輸出していたビールの量はさまざまであり、一四〇四年と一四〇五年においても一八人の醸造人が船一隻当り六五三樽、七人の醸造人が船一隻当り三五樽、五人の醸造人が同じく三〇八樽のビールを輸出しており、平均して醸造人一人が第一の船では三六樽四分ノ一、第二の船では五四樽、第三の船では六一樽二分ノ一のビールを輸出していたことになり、各人の輸出高の差は大きい。⁽²¹⁾ しかるに一四一〇年以後になると各市民は一〜二回醸造する分量、つまり二八ないし五六樽(後には三〇、六〇となる)を輸出するようになり、それ以上でも以下でもない。こうして三〇〇〜七〇〇樽のビールを積んだ船が一斉にエルベ川を下っていったのである。

すでに述べたようにビール醸造は主として冬に集中しており、ハンザは二月六日から二月二日までの間に輸出すると定めている程であった。

対内的平等の原則を守ろうとする政策はビール輸出の増加という傾向のなかでは必ずしも十分な効果をもちえなかった。すでにみたようにビール醸造には大きな資金と設備が必要であったから、その設備がない者は隣人の設備と労働力を借りて醸造したのだが、このような旧来の慣行は禁止されてゆく。内陸の小都市ではこのような慣行は後においても一般的であって、市が水車と同様に醸造所を設置し、市民がそれを利用するという形が多くみられた。このような方向に進んでゆく都市ではビール醸造は都市の独占下におかれ、ビール醸造人や職人は半ば官吏、半ば職人という地位におかれることになる。しかしながらハンブルクのようにビール輸出が盛んなところではそのような共同醸造所の設置は不可能であった。醸造権は家に附属したものであり、醸造権のついた家を買うか、相続するか、借りた者が醸造人なのであった。他には市民でなければならぬという条件があったにすぎない。⁽²³⁾すでに一三八一年の *Burspraken* において市参

事会の許可なしに新たに醸造設備のある家を建てることはできなくなっていたから、事実上醸造権 *jus braxandi* が成立していたのである。市民として租税を納め、夜警義務を果し、醸造権のある家をもつ者は原則として醸造人であり、そこには何ら職業的結合はなかった。しかるにすでにのべたような状況の下で徐々に醸造人の分化がはじまっていった。まず火災の危険が大きいという理由で小さな家での醸造が禁じられ、一六世紀には木の破風の家でも醸造は認められなくなっていった。⁽²⁴⁾さらに醸造の必要上水辺に面した家が便利であったから、徐々に水辺から遠い家は排除されてゆき、フレート(水路)にそった家だけが醸造所としてのこされてゆく。

こうして醸造権をもつ家はそれだけで特権をもつことになり、醸造権は家に附属した権利とみなされていった。一六世紀になるとハンブルクの町並みは醸造権をもつ家と単なる住居並びに小屋の三種に分けられるようになり、ハンブルク市の景観が形づくられてゆく。つまり醸造人が市内の都市貴族を形成してゆくことになる。一四六五年の *Burspraken* において手工業者は同時に醸造人であってはならないと定められ、⁽²⁵⁾ここにはっきりと醸造人の

13, 3; 14, 1; 18, 8

(24) *Burspraken*, 21, 2; 49, 29; 53, 39; 69, 9; 83, 23

(25) *Votmeer vrome nutticheid willen dessaer stad is derad to rade worden, dat neen amptmann in dessaer stad bruwer wesen schal, he enhebe tonoren sin ampt vorlaten, Burspraken*, 55, 10

三

ハンプルクのビール醸造人は独自のギルドやツンフトを形成してはいなかったが、すでに一四二四年には醸造人の兄弟団が生れている。聖シルヴェストリ兄弟団がマリア・マグダレナ教会につくられ、他にカタリナ教会にカタリナ兄弟団があった。⁽²⁶⁾この他に醸造人と桶屋の兄弟団 *fraternitas corporis christi* と備われ醸造人の兄弟団 *fraternitas sancti Erasmi* あるいは *juniorum braxatorum* があった。⁽²⁷⁾これらの兄弟団はもっぱら仲間の埋葬や病者看護、死去ミサのための献金などの他は宴会を行なうためのものであって、その会館は宗教改革ののちはホプフェンマルクトにあった。醸造業に関する諸規定は市参事会によって定められ、市参事会員の多くが醸造人でもあったから醸造人の兄弟団は仕事に関して結束する必

要も少なかったのである。

ところでこの兄弟団にはいわゆるビール醸造職人 *Brauerknecht* は入っていなかった。他の手工業の兄弟団の多くが少なくとも初期には職人をも含んでいたことを考えると、この点がハンプルクにおけるビール醸造業の特殊性を示しているといえる、醸造業はツンフト組織をもっていなかったからそこには親方、職人、徒弟という中世の身分組織の基本的な枠組みもなく、職人には団体としての規則にのっとった親方とのつき合いや職人組合による相互扶助、遍歴などもなかった。ビール醸造職人は社会的にみると手工業職人層より一段低い地位にあり、いわば未熟練の家内労働を営む僕婢 *Dienstboeten* と似た地位にあった。ヴィスマールなどでは僕婢とビール醸造職人は市参事会が同じ規定のなかで扱っている程である。⁽²⁸⁾

ビール醸造には少なくとも三〜四人の職人が必要であったから、ハンプルクの各醸造人の許には最小限度それだけの数の職人が常時同居していたとみられる。⁽²⁹⁾かなりの数のビール醸造職人がいたに違いないのだが、彼らの実状についてはよくつかめない。僕婢と醸造職人が賄い

の悪さに怒ってときにストライキをしたという記録がみられるにすぎない⁽³⁰⁾。一五九四年の Burspraken では第二項において、一人の醸造人は四人以上の醸造職人をかかえてはならないと定めている⁽³¹⁾。ハンブルクの輸出産業の花形として市の繁栄の基礎を築いてきた醸造職人はW・ピングによると「都市プロレタリアート」の核をなしていたという。

一五・六世紀になるとビール醸造職人の騒ぎについての規定が Burspraken にしばしばみられるようになる⁽³²⁾。夜になるとビール醸造職人が騒ぎ、主人に反抗し、仕事をなおざりにし、使い込みをしたといった訴えが数多く出される。ピングによるとビール醸造人は醸造過程における失敗や違反行為が明るみに出ると誓いをたてて罰をのがれ、醸造職人にすべてを転嫁したという⁽³³⁾。このような事態はおそらく一五世紀以前からすでに数多く起っていたと考えられるのだが、基幹産業ともいえるべきビール醸造業の主要労働力の担い手による不満や怒りの結果であるこうした騒ぎ、反抗に対して市参事会和醸造人が打った手が、醸造職人の「兄弟団」の結成であったとみられる。

一四四七年にハンブルクのカタリナ教会に「ビール醸造職人のヴェンセンティウス兄弟団」 fratres sancti Vincentii がつくられた⁽³⁴⁾。醸造職人の社会的地位が大商人である醸造人からあまりにもへだたっていたために、職人だけの兄弟団が結成されたのだが、この兄弟団の財政その他の管理を行なう四人の年寄と大年寄になったのは醸造人で、しかも生涯職であり、そのうえ市参事会員がこの兄弟団の守護者となっていたから初期には職人自身による兄弟団からは程遠いものであった。カタリナ教会における祭壇の維持とミサ、並びに埋葬の際の参列、そして仮装行列や祭り以外には職人にとって実質的な利点はなかった。醸造人や市当局はこのような兄弟団の結成によって醸造職人の不満をそらせようとしていたのである⁽³⁵⁾。

しかしながら初期にはこのような性格をもっていたビール醸造職人の兄弟団もしだいに自立し、ピングにいわせれば「民主的」となってゆく、何よりもまず財政的に非常に豊かになってゆくことがハンブルクの国立文書館にある会計帳簿類から明らかになるのだが⁽³⁶⁾、さらに兄弟団の組織をみてゆくときにも自立化への傾向を確かめる

ことができる。

ビール醸造職人の兄弟団の組織に関する研究は多くはない。よるべき史料としてはM・シュリユーターが同時代人として観察した記録(一六九八年)が最も古いものであり、ベルレブシュやベネッケもそれに依拠している。そこで主としてシュリユーターの書物によりながら観察してみよう。⁽³⁷⁾

すでにみたように醸造人は一軒当り四人以上の職人を置くことを認められなかったが、そのうちの一人(最も経験のある者)がマイスタークネヒトであって、彼は通常の醸造過程だけでなく、前後の全過程を監視し、穀物や麦芽を粉挽きの許に送り、樽が清潔であるように気を配らなければならなかった。マイスタークネヒトは同時に樽を締める係でもあり、樽づめのビールが腐敗しないように配慮しなければならなかった。彼は技術上のミスで生じた事故については醸造人に損害を賠償しなければならなかったのである。他の職人は Dahren-Schlütter と呼ばれ、事実上徒弟に相当した。⁽³⁸⁾

ところでハンブルク全市の醸造人の家に個別に備わっていた醸造職人のヴィンセンティウス兄弟団はバウムト

レーガーと呼ばれる長を選出していた。二年に一度聖燭節(二月二日)の前後に選ばれるバウムトレーガーの名は手桶の木から由来するといわれ、シュリユーターは教皇がハンブルクを支配していた頃に由来する慣習だという。⁽⁴⁰⁾ 後述する醸造人の祭り Hogg の際にこの木は兄弟団の館におかれることからこの慣習は世界中いたるところにみられるメイ・ポールの慣習と類似したものと考えられる。バウムトレーガーの選挙は土曜日に行なわれ、つぎの木曜日に誓約がなされる。まさにビール醸造職人の最大の祭の開始と同時に行なわれる。ビール醸造職人全員がレーディングスマルクトの館に集合すると新・旧のバウムトレーガーが庭に出る。旧バウムトレーガーが、端に花束をつけた木を新バウムトレーガーに渡し、新しい任務がいかに責任重大かを説く。すると新しいバウムトレーガーが自分は新たにバウムトレーガーに選ばれたが、皆が承認するかと問い、全員が「異議なし」と叫ぶ。すると新バウムトレーガーは「自分は上手のダムから下手のダムにいたる間、リングから市壁の間において市長と市参事会に対してまた主人と内儀に対して、皆さんに仕えるであろう……」と述べ、すべての言葉に全員が

「異議なし」と答えると、そこで宣誓が行なわれる。つまりbaumtreuerの職務とは市内においてビール醸造職人が個人あるいは全体として何らかの不利な扱いを受けたり、争いにまきこまれたらば、市長と市参事会に対して「全員を守ることを義務づけられている職分であった。上手と下手のダムとは粉挽き場のことであり、醸造職人が粉挽き場で麦芽の量その他の問題で粉挽きとの間で争いになったときに、baumtreuerが職人の側に立って市当局と対決することを意味し、「リングと市壁の間」とは市内全域のことを指しているのである。

baumtreuerは醸造職人が備主から不当な扱いを受けたり、賃銀の支払いがおくれたりしたとき、通常の解約告知なしで一方的に解約を通知して他の醸造人の許へ移らせる権利をもっていた。⁽⁴²⁾ そのようなばあい、全醸造職人はbaumtreuerの決定を支持し、たとえbaumtreuerがそのために逮捕されようとも支持する義務があった。

おそらくこの都市にもビール醸造職人はいただろうし、家内の奴婢の数も少なくなかったとみられるが、ハ

ンブルクのbaumtreuerのような権能をもった組織は少ないだろう。ハンブルクのなかで通常の手工業職人よりも低い社会的地位におかれていたビール醸造職人がこのような代表をもちえたということはすでにみたようなハンブルク市の経済におけるビール醸造業の比重からみて不思議ではない。

ビール醸造職人の兄弟団には他に六人の役員 *Vorsprachen* がいた。ヨハネ祭(六月二十四日)の前の金曜日にカタリナ教会において二年毎に半数が交代した。任期が終った者が四名の年寄に九名を推薦し、年寄が三名を新任として任命する。⁽⁴³⁾ 新任者の名は次の日曜日まで公表されず、日曜日の説教のときに、前任者がバラの花環を新任者の家に届け、土間の鏡にかける。新任者の名前がこのときに解るのだが、新任者はそのとき一〜二ターレルを支払う。それから *Vorsprachen* の食事に招待され、そこで新任者の適応性や能力が試されるのである。新任の *Vorsprachen* はまず一羽の鶏を骨ごと食べねばならぬ。 *Vorsprachen* の職にある間は極めて多忙であり、非難や不愉快なことを経験しなければならぬが、それは煮て柔かくされたものとはちがって、骨のように堅く、

消化しがたいものである。したがってそれ程の困難にも耐えうることを示さねばならないのである。この他にビールを金の壺から一〇杯たてつづけに飲むことと、麦芽を計る技術が試され、最後に髪を短かく刈りあげる儀式が行なわれる。

自分の家の職人が *Vorsprachen* に選ばれるということは醸造人にとっては名誉なことではあったも歓迎されることではない。二年の間家内の仕事はほとんどできないからその間は醸造設備をもたない醸造職人 *Schoppenbrauer* を備わなければならないのである。しかしある家から一人が *Vorsprachen* に選ばれると七年間は同じ家からは選出されない定めになっていた。またこの職にある間主人はその職人を解約できず、職人もまた主人の家を去ることはできなかった。

シュリューターはハンプルクのビール醸造職人の有名な祭 *Höge*⁽⁴⁴⁾ についても詳しく叙述している。そこで最後に簡単にそれを見ておこう。一八世紀末までつづけられたこの祭は二年おきの聖燭節(二月二日)の日から八日間つづけられる盛大な祭であった。手工業職人よりも社会的に低い階層に位置づけられていた醸造職人がこのよ

うな盛大な祭を開くことができた理由としてシュリューターはハンプルクがかつて近隣から攻撃をうけたときに勇敢な醸造職人たちが市の防衛のために立ちあがったという故事をあげ、その行為に感謝してこの祭が許可されたのだという⁽⁴⁵⁾。ベネッケはそれを一三〇〇年頃の出来事としているが、⁽⁴⁶⁾これらは手工業にまつわる話でしばしばみられる伝説的なものとみておくしかないであろう。むしろすでに述べたように、この伝説も含めて醸造職人の不満が高まってくるのを静めるためにいつの頃からかとられた処置であったとみるべきであろう。

ヘーゲの間はたっぷり飲み食いし、様々な行事がくり広げられた。祭の開始と同時に醸造職人たちは自分の醸造人の家に行き、燻製にした立派な牛肉を受取る。もしその肉が良いものでないと職人はこれを戻して返礼をした。一七世紀末にそのような事態が生じたときには、このけちな醸造人の家に大勢の醸造職人がけたたましく楽器をかきながら行進してその肉を返しに行ったのである。

醸造職人の数は多かったから一つの館では足りず、二カ所に分れて祭が進められた。月曜、火曜の両日には全

員が町中を太鼓とトランペットを先頭にして行進するのだが、その間は誰も馬や車を路上に放置して行進を妨げてはならなかった。祭の間市内は醸造職人の自治に委ねられていたのである。ともすると混乱を起しがちな若い職人たちの間に秩序を保つために職人の間で祭の諸役が定められていた。筆頭は大フォークトで、秩序を乱す者を鎖につないだり、さらし台に立たせたりする裁判官の役割を果していた。⁽⁴⁷⁾大フォークトの手に余るような事態が生じたときには市参事会に援助を求めることもできた。しかし大フォークトの権限は祭の開かれる館の外には及ばなかった。大フォークトは全醸造職人から選ばれ、祭の費用を免除された。大フォークトには二人の陪審員と大・小のラスベルフォークトと八名の職人がついていて、⁽⁴⁸⁾判決の執行を助けたのである。

次に登場するのがシュルンマーフォークトで、彼は祭の間に眠り込んでしまう者がいないように見張り、眠っている者の帽子をとりあげる。その帽子は二シリングでうけ出されねばならないのである。職人が夜一時以後に家の隅で眠り込んで主人に迷惑をかけないようにするためであるという。この他にベッカー(パン屋)は祭の

客に十分にパンを供給し、コッホ(料理人)は醸造人が寄付した燻製肉を巧みに料理する。この他燈明係 Kernebecker は助手二人と共に祭の明りを手配する。

以上はシュルンマーフォークトも含めて祭の進行のなかで実際のな役割を果す役職であるが、この祭には他に奇抜な役職が数多くある。まずドクトル・メジチーネが登場する。彼は大道医者の身なりで薬箱持ちを従えて歩き、行当りばったり職人に怪しげな膏薬を塗りたくろうとする。さらに理髪師も助手二人をつれて剃刀を持って職人を追いかけ髭を剃り落そうとする。また帳簿係は全くの道化で、祭の全費用を集めて書付ける書記を監視し、帳簿に不正な書きこみがないように見張るのである。祭の行進のとき、帳簿係は大きな帳簿をもっていつもとびはね、隙をみては帳簿にいんちきな書きこみをしようとする者から帳簿を守るのである。この典型がオクセンシュライバーで彼は祭の間中こっそり帳簿持ちのあとをつき、すきを見ては記録を改竄しようとする。帳簿にさわることでけると彼は大きく口笛を吹くのである。また行進のときにはデフェケン・シュレーガーが登場する。デフェケンとは一方の端に笛がつけられている棒で、行

進をみに集まった婦人たちをその棒で打つのである。⁽⁴⁹⁾ 婦人に触れることができる大きく笛を吹き、その婦人を嘲笑する。もっとも一七世紀にはデフエケン・シュレーガーに対しては非難の声が高まったため廃止された。⁽⁵⁰⁾

このほか六人の *Vorsprachen* は毎年聖霊降臨祭の前に各教区を廻って兄弟団、貧民、病人のための喜捨を集めた、これはあたかも村の羊飼いが行なった喜捨集め *Heischenzüge* と同様であり、ハンブルクにおける醸造職人の慣習と村の羊飼いの慣習の類似性を示している。羊飼いや放牧から村に戻ったとき、村中で盛大な祭を開くのである。そこにはデフエケン・シュレーガーも登場する。すでにみたメイボールの慣習とあわせてこうした関連から醸造職人がハンブルク近郊の村から出てきた農民の子弟であったと想像されるのである。一八世紀にいたるまで醸造職人の祭はつづけられた。ハンブルクの醸造業が職業として完全に「家」から分化し、企業として成立すると同時に醸造職人の身分も解体してゆく。しかしながら多くの手工業職人がツンプト規約のなかで特権的な位置を享受していたのに対し、醸造職人がそれぞれの家の奉公人としての地位におかれながらも兄弟団を

結成し、相互扶助の組織をつくり上げていった経過は手工業職人史のなかでも特異なものであり、注目に値する。この問題はビール醸造業における「家」の問題という側面からも照明を加える必要があるだろう。

(26) Brandes, Bd. XXXIV, S. 92

(27) Bing, a. a. O., S. 271

(28) Nullus eciam consulm aut dabit plus seruo suo braxatori ad braxand (un) sibi seruianti ad dimidium annum quam solunmodo et in toto XXIII solidos Lubicensis, sub pera consulibus et civibus superius expressa. Vltra hoc nullus consulm aut civium perse aut per alium aliquantiter plus dabit seruo suo, quam prescribitur, sub pera vnicuique ascripta. *Meechlenburgisches Urkundenbuch*. Bd. VIII. 1881 5303.

(29) Berlepsch, a. a. O., S. 76

(30) Stelzner, *Versuch einer zuverlässiger Nachricht vom kirchlichen und politischen Zustande Hamburgs zum Jahre 1454*, (Zitiert nach Bing, S. 274)

(31) *Burspraken*, 135, 35; 137, 35, 60; 140, 37.

(32) ビール醸造職人は四旬節に入る前夜しか会合を開くてはならぬ。(Burspraken, 55, 13) 徒党を組んだり、騒いだりしたばあいには罰金が課される。(Burspraken, 140, 37; 144, 27) もちろん主人の家の地下室で集会を開いては

